

※印を付した用語については、7ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

おケガの補償	
傷害死亡保険金支払特約	
保険金をお支払いする場合	<p>保険期間中(※)の日本国内における事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>(※)保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合は、ケガの原因となった事故が保険期間中に発生したものとみなします。</p>
保険金のお支払額	傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。
保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水※(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
傷害入院時一時保険金支払特約	
保険金をお支払いする場合	<p>保険期間中(※)の日本国内における事故によるケガ※のため、入院※された場合で、その入院が免責期間※(4日)を超えて継続したとき。</p> <p>(注)入院の期間には、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。</p> <p>(※)保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合は、ケガの原因となった事故が保険期間中に発生したものとみなします。</p>
保険金のお支払額	<p>傷害入院時一時保険金額の全額をお支払いします。(1事故に基づく入院※につき1回を限度とします。)</p> <p>(注)傷害入院時一時保険金をお支払いすべき入院の期間中にさらに傷害入院時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院時一時保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
保険金をお支払いしない主な場合	<p>傷害死亡保険金支払特約の「保険金をお支払いしない主な場合」のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの
骨折時一時保険金支払特約	
保険金をお支払いする場合	<p>保険期間中(※)の日本国内における事故によるケガ※のため、骨折(病的骨折および特発骨折を除きます。)した場合</p> <p>(※)保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合は、ケガの原因となった事故が保険期間中に発生したものとみなします。</p>
保険金のお支払額	骨折時一時保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間中1回に限りです。
保険金をお支払いしない主な場合	(傷害入院時一時保険金支払特約と同じ)

相手への賠償	
日常生活賠償(被保険者限定型)特約(☆)	
保険金をお支払いする場合	<p>保険期間中の日本国内における次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①被保険者の居住の用に供される住宅(※)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(注)被保険者が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。 (※)敷地内の動産および不動産を含みます。</p>
保険金のお支払額	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(※)等をお支払いします。</p> <p>(※)当社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1)法律上の賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p>
保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内※のゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
ゴルフ場における賠償責任補償特約(☆)	
保険金をお支払いする場合	<p>保険期間中の日本国内のゴルフ場※におけるゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>(注)被保険者が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。</p>
保険金のお支払額	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(※)等をお支払いします。</p> <p>(※)当社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1)法律上の賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、ゴルフ賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任の額がゴルフ賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p>
保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)

	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の使用人(家事使用人およびゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内※のゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 	など
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

その他の補償

救援者費用等補償特約(☆)

保険金をお支払いする場合	<p>救援対象者※が日本国内において次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者(*)が費用を負担された場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ③ 保険期間中に被った外出中のケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院※された場合 <p>(*)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族※をいいます。</p>	
保険金のお支払額	<p>被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>ア. 遭難した救援対象者※の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者※の現地※までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)(*) ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)(*) エ. 死亡されたまたは治療※を継続中の救援対象者を現地から移送する費用 オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、3万円が限度となります。</p> <p>(*)上記イ、ウについては、上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。</p> <p>(注)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。</p>	
保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、救援対象者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ●脳疾患、病気※または心神喪失による費用 ●妊娠、出産、早産または流産による費用 ●外科的手術その他の医療処置による費用(ただし、当社が保険金を支払うべきケガ※の治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 	など

ゴルフの補償

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(☆)

保険金をお支払い
する場合

日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。

① 次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス

ア. 同伴競技者※

イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。)

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など

(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。

② 達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス
なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、

- アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、
- 1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、
- その達成および目撃証明を当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。

(*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。

(*2)「当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。

(a)同伴競技者

(b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者

(c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者

(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。

保険金のお支払額

次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。

ア. 贈呈用記念品購入費用(*)

イ. 祝賀会に要する費用

ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用

エ. 同伴キャディ※に対する祝儀

オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)

(*)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。

(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワン※またはアルバトロス※ごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。

(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(当社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。

(注3)保険金のご請求には、当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。

保険金をお支払い
しない主な場合

●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※

●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

●ゴルフ場の使用人(*)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

など

(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

コンペにおけるホールインワン・アルバトロス達成祝品贈呈費用特約(☆)

保険金をお支払い
する場合

日本国内のゴルフ場※においてゴルフコンペ(*1)中に被保険者(*2)が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成者以外の被保険者(*2)から達成者へのお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。

① 次のアまたはイのいずれかが目撃※したホールインワンまたはアルバトロス

	<p>ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出りする造園業者・工事業者 など</p> </div> <p>② 達成証明資料(*3)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●ゴルフコンペ(*1)中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*4)により証明できるものに限ります。 <p>(*1)「ゴルフコンペ」とは、次のすべてに該当するものをいいます。 (a)被保険者(*2)である競技者が7名以上参加するもの。 (b)(a)の競技者全員が、同一の日に同一のゴルフ場でプレーするもの。 (c)ゴルフ場が機械的に集計した成績表(競技者全員の氏名、順位およびスコアが記載されたもの)に限ります。)を開催日に作成し、参加者に配布等するもの。</p> <p>(*2)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、ゴルフコンペの競技者全員をいいます。ただし、アマチュアゴルファーをいい、ゴルフの競技または指導を職業としている方を除きます。</p> <p>(*3)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*4)「当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a)ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者または同伴競技者以外の第三者 (b)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注)上記①のホールインワンまたはアルバトロスの場合は、目撃証明のほか、達成時に達成者と同じ組および前後の組でプレーしていたすべての被保険者が署名または記名・押印した当社所定の確認書が必要です。</p>
<p>保険金のお支払額</p>	<p>贈呈用達成祝品(達成者以外の被保険者から達成者へ贈呈する祝品)(*)の購入費用のうち実際に支出した額をお支払いします。</p> <p>(*)贈呈用達成祝品には、以下のものは含まれません。 (a)貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手およびプリペイドカード (b)記念祝賀会、記念コンペその他の飲食およびサービスの提供にかかる費用</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワン※またはアルバトロス※ごとにコンペにおけるホールインワン・アルバトロス達成祝品贈呈費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)コンペにおけるホールインワン・アルバトロス達成祝品贈呈費用を補償する保険を複数(当社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、コンペにおけるホールインワン・アルバトロス達成祝品贈呈費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)保険金のご請求には、当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>
<p>保険金をお支払いしない主な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>
<p>ゴルフ用品補償特約(☆)</p>	
<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>保険期間中の日本国内におけるゴルフ場敷地内※でゴルフ用品(*)の盗難およびゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合</p> <p>(*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有する保険証券記載のゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。</p> <p>(注1)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に生じた場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。</p>

<p>保険金のお支払額</p>	<p>被害物の損害額(被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方が限度となります。)から免責金額※(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、ゴルフ用品保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額※の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。</p>
<p>保険金をお支払いしない主な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しないゴルフ用品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>

(☆)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)

保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動

(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(*2)グライダーおよび飛行船を除きます。

(*3)職務として操縦する場合を除きます。

(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

※印の用語のご説明(五十音順)

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者(※)が医師の場合は、被保険者(※)以外の医師をいいます。
(※)救済者費用等補償特約の場合は救済対象者※とします。
- 「救済者」とは、救済対象者※の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地※へ赴く救済対象者の親族※(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
- 「救済対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(※)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「現地」とは、事故発生地または救済対象者※の収容地をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフの練習または競技を行うための有料の施設をいいます。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約およびコンペにおけるホールインワン・アルバトロス達成祝品贈呈費用特約においては、9ホール以上を有するものに限りま。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、保険証券記載の期間または日数をいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。